

西太美地域づくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は西太美地域づくり協議会という

(事務所)

第2条 本会の事務所を南砺市才川七 1744-3 番地 西太美交流センター内に置く

(目的)

第3条 本会は西太美地域住民が自ら地域の将来像を考え、住民の信頼関係のもと、その実現に向けて、地域住民が協働することによって、住みよいまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 社会福祉の充実と推進事業
- (2) 健康増進のためのスポーツ振興事業
- (3) 生活環境改善と循環型社会の推進事業
- (4) 教養文化の推進、地域歴史保存と継承事業
- (5) 教育、青少年育成の推進事業
- (6) 安全、防災に関する事業
- (7) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 組織は、地域づくり協議会組織表（別表1）のとおりとする

- (1) 重要課題は会長諮問機関として地域づくり検討委員会を設置する
- (2) 防災活動を行う地区防災会を設置する

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長
- (3) 市議会議員
- (4) 才川七総代 1名
- (5) 集落区長
- (6) 民生委員 3名
- (7) 部会長 6名
- (8) 各種団体長
- (9) 各種リーダー
- (10) 地域づくり支援員
- (11) 監事 2名
- (12) 顧問
- (13) 交流センター長(管理者) 1名
- (14) 地域指導員、会計 若干名
- (15) 会長が必要と認めた者

2 本会に顧問を置くことができる

(役員を選出)

第7条 役員を選出方法はそれぞれ次のとおりとする

- (1) 会長、副会長は広く地域住民より選出する
- (2) 監事は、各区長よりローテーションにより選出する。
(4区→3区→2区→1区) (広谷→香城寺→糸谷新→小二又→野地→小院瀬見)
- (3) 交流センター長、地域指導員・会計、生涯学習リーダー、福祉活動リーダーは
会員の中から役員会にて決定し、会長が委嘱する
- (4) 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長の事故あるときはその職務を代行する
- (3) 監事は、会務・会計を監査し総会に報告する
- (4) 交流センター長(管理者)、地域指導員・会計は事務および庶務会計の事務処理にあたる

(任期)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない

- 2 任期途中で新任された区長及び各種団体長は、その時点で役員とみなす

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、専門部会とする

(総会)

第11条 総会は本会の構成員をもって行い、この会則に定める事項のほか、この会の
目的を達成するために必要な重要事項を決議する

- 2 定期総会は会長の招集により年1回開催する
- 3 臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する
- 4 総会は委任状を認め、役員のお分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者及び委任状を含めた過半数で議決する、賛否同数の場合は、議長の決するところによる
- 5 総会は次の事項を審議する
 - (1) 会則の改正
 - (2) 事業報告及び決算報告
 - (3) 事業計画案及び予算案
 - (4) 総会で提案された事項
- 6 総会には次の役員をおく

議長は会長が行い、書記1名、議事録署名人2名とし議長が指名する

(役員会)

第12条 役員会は、第6条1項の役員をもって構成する

2 次の協議事項を検討する

- (1) 本会運営の基本事項
- (2) 運営及び活動計画
- (3) その他必要事項

(部会)

第13条 当会は次の部会をおく

- (1) 安全部会
- (2) 子育て支援部会
- (3) 生涯学習部会
- (4) 社会福祉部会
- (5) 元気部会
- (6) 地域づくり部会

(会計)

第14条 本会の経費は会費・交付金・補助金・寄付金及びその他の収入をもって充てる

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

付則

この会則は平成31年4月1日より施行する